

習志野市地域福祉計画（平成26年度～令和元年）の取組み状況

【地域福祉計画】

基本目標1	自ら考え、地域社会に参加できるまち	2	ページ
基本目標2	認め合い、支え合い、助け合えるまち	7	ページ
基本目標3	安全で安心して住み続けられるまち	10	ページ
基本目標4	ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち	12	ページ

【地域福祉計画】

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。

すべての市民が自らの生活行動を制限することなく自己決定する権利が尊重されるまち、言い換えれば主体的に社会参加できる、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
1	障害者差別解消法推進事業 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者向けの事業の実施や、市職員対応要領の策定などを行った。 差別の報告があった際には、関係機関との連携や、関係機関と当事者との協議に参加し調整を行うなど、解決や再発防止に向けた介入を行った。 28年度に実施した市民アンケート結果では、障がいのない人の法の認知率は約35%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 広く法の周知を行う。 市民、行政、事業者それぞれに対し具体的な働きかけを行っていく。 障害者差別解消法に規定の「差別解消支援地域協議会」を効果的に運営し、差別等を防ぎ、差別等が起こった際には早期解決できる体制を確保していく。
2	総合支援法に基づく協議会 (地域共生協議会) (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の福祉サービスの提供体制の充実と課題とその解消を行うため、事業者・関係機関・市で構成する地域共生協議会を組織し、障がい福祉課が事務局を担っている。 課題の変化、多様化に応じた委員配置をするため、委員数が増加し運営に伴う人的労力が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する課題の変化・多様化に対応させた協議会にするため、専門部会と協議会本会議の在り方や事務局の運営手法について検討する。
3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 圏域または市町村単位での「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」設置を習志野保健所圏域にする構築を進めている取り組みについて、本市担当者が県の事務局担当者と連携して方向付けを行うための「実務者会議」を2回実施した。 委託相談事業所、精神科委員、デイケアサービス実施事業者等、多方面の期間を含めた支援ネットワークの構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の継続的な増加に対応した支援体制を確立するため、県の取組と協議し、より多方面の期間を含めた支援ネットワークが機能するよう関与、調整を行っていく。
4	障害福祉サービス事業所についての情報提供 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所や子育てや発達に関する相談窓口を掲載したマップを作成し、一覧にして情報提供を行うことで各々の特色を理解した上で、利用する事業所等を選択することができるようになった。 紙面での情報提供に限りがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる内容の検討と積極的な配布に取り組んでいく。
5	総合支援法に基づく就労系福祉サービスの給付 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が必要に応じ就労系サービス等を利用できるように給付事務を円滑に行っている。 利用者増に伴う公費負担増。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ごとの必要に応じた、より適切な支給決定を可能とする。 雇用後の就労定着を促進するため、新たに制定された就労定着支援サービスの実施事業者の動向把握を行う。 活発化する求職活動と企業雇用に対応するため、ケースワーカーや委託相談事業所と、専門機関である就業生活支援センターとの連携を強化する。
6	総合支援法及び児童福祉法に基づく給付 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が必要に応じ法定通所サービス・訪問系サービス等を利用できるように給付事務を円滑に行っている。 利用者増に伴う公費負担増。 事業者数及びサービス供給の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ごとの必要に応じた、より適切な支給決定を可能とする。 障害福祉サービス等の質的・量的な充実のための地域共生協議会などの関係機関との連携と協議の場を確保する。
7	基幹相談支援センターの設置 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 第5期障がい福祉計画の策定に際し、国の指針において「基幹相談支援センター」の設置が示され、2020年度以降の設置に向け地域共生協議会でプロジェクトを組織し協議を行った。 「基幹相談支援センター」が地域の中核となり、支援関係機関の連携のコーディネート等を行いうる力量を持つ委託先事業者の確保を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者へのワンストップ窓口としての機能を発揮するため、基幹相談支援センターの設置を検討する。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
8	障害者虐待防止法に基づく虐待防止センターの設置・運用 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法に基づく虐待防止センター機能として、虐待通報・届出を受け、コアメンバーによる協議を行い、虐待の疑いの有無及び緊急対応すべき否かの判断を行い、関係機関と連携を図りつつ、迅速・適切な対応を行えるよう取り組んできた。 ・養護者及び障がいのある人とその身近な人への虐待に対する正しい理解の促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止への取組の推進をするために、関係機関の連携体制の整備や虐待に対する正しい理解の促進に取り組んでいく。 ・障害者虐待防止について、更なる周知啓発のために、職員や障がいのある人とその身近な人を対象とした研修を実施する。
9	相談支援拠点の確保などの支援体制の整備 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ができる限り安心して日常生活・社会生活が送れるように市において「一般相談」を行うとともに民間法人2事業者に委託し相談支援事業所を設置した。 ・委託相談支援事業所の機能拡充及び相談支援専門員の増員 ・障がい福祉課への専門職の拡充配置(精神保健福祉士、手話通訳士) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する相談内容に、よりの確に対応するために特定相談支援事業所に対する相談支援専門員の増員や補助制度や既存事業所に対する特定相談支援事業所開設の働きかけをしていく ・専門職配置に向けた検討、協議を行う。
10	発達に課題がある子どもに関する相談、指導 (ひまわり発達相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・成長や発達に不安や課題のある18歳までの子どもの相談を実施している。また、就学前の児童に対しては、その成長段階の課題に応じた指導を実施している。 ・センター利用者の増加及び多様化する相談内容に対応可能な職員の専門知識の充実と職員間の連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター職員の専門知識の充実と関係機関との連携及び協力体制の整備に取り組む。
11	乳幼児個別支援計画並びに個別の教育支援計画の基づく継続的な支援体制の整備 (ひまわり発達相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルに応じた早期からの継続的な支援の充実のために、個別支援計画に基づき、子どもの支援方針を確実に引き継ぐことに取り組んでいる。 ・保育所、幼稚園、学校等と連携を強化し、継続的な支援が行われるように確実に効率的な引き継ぎを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児個別支援計画の運用の実態把握及び課題に対する改善策を、発達サポートネットワーク会議において検討する。
12	保育所・幼稚園等に対する巡回相談の充実 (ひまわり発達相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立及び私立の保育所、幼稚園等に出向き、成長や発達に課題のある就学前の子どもへの対応について、職員及び保護者の相談に応じ、助言を行っている。 ・増加する民間保育施設等への対応も可能になるような巡回相談支援方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する民間保育施設等への巡回相談が可能となるよう調整を図るとともに周知に取り組んでいく。
13	特別支援教育推進事業「特別支援学級の開設」 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童・生徒の安全確保及び学習活動支援を行うため、各学校に支援員を配置し、学級担任と連携しながら障がいのある児童・生徒が他の児童・生徒と共に学習活動に取り組めるよう個別の支援を行っている。 ・本市の特別支援教育推進基本方針に基づき、市内各小中学校に特別支援学級の開設を進めており、支援員のニーズが高まることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員を適正に配置できるよう、支援を必要とする児童・生徒の状況を把握し、支援員の適材の雇用を進める。
14	地域共生協議会での困難事例の検討や情報共有による相談 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生協議会相談支援部会にて、困難ケースに対し各分野の担当者が一堂に会して協議することで、多角的、効果的な処遇方針の決定ができる。 ・検討を行った後、計画相談事業所等に引き継げる状態になるまでの一定期間、フォローアップを行うことのできる相談機関の設置が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップが可能な「基幹相談支援センター」等、地域の中核となる相談機関の設置を検討する。
15	ひきこもりサポーター派遣等によるひきこもり支援 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの人の社会参加の促進のため、専門のコーディネーターが本人や家族からの相談や要望を受け、状況に応じてサポーターによる訪問支援を行ってきた。 ・相談件数の増加する一方、ひきこもりから脱却できる人は限られている。個々の状況に応じた様々な支援が必要であり、担当者不足が懸念される。 ・ひきこもり当事者が使える社会資源が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型の障害福祉サービス(生活訓練等)の活用を通じてコーディネーターの訪問負担の軽減を図っていく。 ・個別のケースの支援を通じて、協力・連携していける社会資源を開拓していく。
16	障がい児を有する児童生徒への計画的支援 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を有する子どものために「個別の教育支援計画」を作成し、保護者や専門機関との連携を図り、その子に関わる計画的な支援を行っている。 ・計画書作成の仕方や活用法が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書作成の仕方や活動の周知のため、研修や作成相談会を実施する。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
17	特別支援教育推進 「教員による 特別支援教育に 対する理解の 推進」 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を要する子どもたちへの理解が広まり、特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童・生徒が増える中、教員向けに研修を行っている。 教員の異動に伴う児童・生徒への継続的な指導や多くの教員の特別支援教育に対する理解が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別や通常学級担任、特別支援教育コーディネーターに向けた研修を実施し、多くの教員へ特別な支援を要する子ども達の理解を図る。
18	障害者就業・生活 支援センター等の 関係機関との連携や 就労相談 及び支援の実施 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就業面と生活面の一般的な相談及び支援を行うための障害者就業・生活支援センターとして「あかね園」が県より指定されている。市発行の障がい福祉のしおりやホームページに掲載し、周知を図っている。 必要な支援につながらない障がい者の掘り起し及び障がい者就業・生活支援センターへのつなぎ。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就業面と生活面の一体的な相談及び支援をおこなうため、障害者就業・生活支援センターとの連携を今後も継続・推進していく。
19	障がい者の 就労支援 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 習志野市障がい者地域共生協議会(就労支援部会)の委員として、障がい者の就労支援に取り組んでいる。 障がい者関係施策については障がい福祉課所管になるため、当該は事業者に対する周知・啓発に留まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生協議会会議に参加する他、障がい者就労に係る制度等について周知・啓発に取り組んでいく。
20	チャレンジド オフィスならしの 事業 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき事業主は障がいのある方を一定割合雇用する義務がある。 平成27年度から、市の非常勤職員として障がいのある方を一定期間市中で雇用し、後の一般企業への就労を支援する「チャレンジドオフィスならしの」事業に取り組んでいる。 雇用の拡大、受注する業務の量と質の拡大、指導員の能力の向上、一般企業等の就労先の開拓を進めていかなくてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 人数を拡大するとともに、受注する業務の量や質の拡大を図るため、各所属に出向いて作業を行うことができる環境整備に取り組んでいく。 指導員の能力の向上を図るため、研修機会の確保に努める。 一般企業等の就労先の開拓を進めるため、市内就労支援事業所、地域共生協議会、ハローワークなど関係機関の協力、指導を仰ぎながら、就労先開拓のノウハウ確保に努める。
21	生活支援体制 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援・介護予防サービスを創出するために、地域の資源開発やネットワークの構築、担い手の創出などを行う生活支援コーディネーターを、第1層(市内全域)、第2層(日常生活圏域)に配置している。 市内の情報共有、連携強化の中核となるネットワークとして「地域支え合い推進協議会」を設置している。 生活支援、介護予防サービスの担い手の育成を行うため、市認定ヘルパー養成講座を開催している。 地域により、住民によるサービスや支援の状況にばらつきがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民によるサービスや支援を推進するために、日常生活圏域におけるネットワーク強化、資源開発及びサービスの担い手育成に取り組んでいく。
22	生活支援体制 整備事業 「生活支援 コーディネーターの 配置」 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者のニーズが多様化し、介護保険だけでは担うことができないサービスや支援が必要になっている。市内全域と日常生活圏に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の資源開発やネットワークの構築、担い手の創出などを行っている。 「地域支え合い推進協議会」を設置し、情報共有・連携強化の中核となるネットワークを構築している。 サービスの担い手育成のため「市認定ヘルパー養成講座」を開催し、地域によるサービスや支援の推進をしている。 地域によってサービスや支援の状況にばらつきがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民によるサービスや支援を推進するために、日常生活圏域におけるネットワーク強化、資源開発及びサービスの担い手育成に更に取り組んでいく。
23	地域包括 支援センター 運営事業 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター(高齢者相談センター)は高齢者の総合窓口として浸透し、相談件数も増加してきている。 多様な業務に柔軟に対応できるよう市とセンターと十分に連携して取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> よりよい相談体制を確保するために、定期的に事業評価を行い、業務改善に加えセンター職員の適正な人員配置を行っていく。
24	市民後見推進事業 「成年後見センター の役割の整備」 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関する相談支援を行うために成年後見センターを設置している。 地域の中できめ細かな対応が可能な後見人の育成のために、市民後見人養成講座を実施している。 後見人の担い手不足から市民後見人の必要性がさらに高まっている。 後見人等の地域における活動の支援、相談体制の整備が必要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等の活動の支援、相談体制の整備をするために、成年後見センターを中核としての役割を整備するとともに、福祉や法律に関する専門職団体や関係機関、地域住民等との連携ネットワーク構築を推進する。
25	認知症支援 推進事業 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人とその家族、医療と介護の専門職、地域住民が気軽に参加でき、歓談や相談ができる場として「認知症カフェ(ならしのオレンジテラス)」を委託により、市内5ヶ所で実施してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進するため、認知症カフェの設置・運営方法について、身近な地域での開催や利用者ニーズにあわせた多様な運営ができる体制を構築するために、新たな仕組みづくりに取り組んでいく。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
26	成年後見制度 利用支援事業 「市長による 審判請求」 (高齢者支援課) (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する場合に、親族による申立てが困難な人について、市長による審判申立てを実施している。 費用負担が困難な場合、審判申立てに係る費用や成年後見人等に支払うべき報酬費用の助成を行っている。 高齢者や障がいの状況を把握し、成年後見制度に繋げるため、柔軟な対応を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用を促進するため、継続して実施する。
27	介護予防把握事業 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、高齢者相談員を含む地域住民や高齢者宅を訪問する機会がある事業者などが身近な地域に住む高齢者の異変を感じた際、高齢者支援センターへ連絡、相談する体制を支援している。 高齢者が増加していること、複雑なケースへの対応が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 同居家族がいない単身高齢者などの増加や支援が必要と見込まれる高齢者を正確に把握するため、高齢者見守りネットワーク及び高齢者相談センター等関係機関との連携を推進していく。
28	高齢者向け 再就職支援セミナー (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就労ニーズが高まっているため、千葉県ジョブサポートセンター及び近隣市との協働により高齢者向けの再就職支援セミナーを実施している。 企業側の採用活動において高齢者はターゲットから外れがちであり、スキルや経験を活かせる求人が少なく、ミスマッチが生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労を希望する全ての高齢者が就労できるように各方面と連携しながら、エンプロイアビリティ(雇用される能力)を高める取り組みとして、再就職支援セミナー等による支援を行っていく。
29	ファミリー・サポ ート・センターひとり 親等利用料の助成 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の就労支援及び育児負担の軽減を図ることを目的に、おおむね6か月から小学校6年生までのお子さんを持つ家庭を対象に、ならしのファミリーサポートセンターの利用料の半額を助成する制度を実施した。 制度の周知徹底を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯の孤立化を防ぐため、ファミリー・サポート・センターの利用を通し、地域のつながりをもつことを推進する。
30	ひとり親家庭自立支 援給付金事業 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組や生活の安定に資する資格の取得に対して、給付金を支給している。 教育訓練講座の受講や資格取得のための修学と子育ての両立が困難であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労による自立を促進し、ひとり親家庭の生活の安定に寄与するために、支援を行う。
31	こどもセンター・ きらっ子ルームの 充実 (子育て支援課 こども保育課)	<ul style="list-style-type: none"> 主に乳幼児の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で、安心して子育てができるよう交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を実施している。 こども園併設のこどもセンターとしてこれまで3園開設し、平成31年度はさらに1園開設し、1園開設準備を行うこととしている。 施設数が増えていることから、施設によって取扱が異なるよう、同じ地域子育て支援拠点として、さらに施設間の情報共有、連携に努めていく必要がある。 各中学校区に一つのこども園を整備し、そこにこどもセンターを併設する方針としているが、二つの中学校区について、こども園整備計画が定まっていないため、こどもセンターの設置が未定となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもセンター、きらっこルーム職員全員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置し、子どもに関する相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行うことで、より身近な場所での子育て支援を推進する。 習志野市こどもセンター(鷺沼)の園庭を活用し、乳幼児専用プレーパークを実施していく。 次期子ども・子育て支援計画の中で、こども園併設型こどもセンターの整備を検討していく。
32	特定教育・ 保育施設等の整備 (こども政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月に策定した「習志野市こども・子育て支援事業計画」に基づき、計画期間5カ年の必要量の見込みと確保方を設定し、特定教育・保育施設等の整備を進めてきた。 国策の動向や女性の就業率の上昇など、社会の状況の変化により、支援事業計画の特定教育・保育施設の需要量に差異が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな計画策定にあたり、利用希望調査を実施し、市民のニーズの把握を行い、需要量に応じた特定教育・保育施設を整備する。実績値と需要量の補正を行い、特定教育・保育施設の確保策を講じていく。
33	子育て コンシェルジュの 充実 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 市内全てのこどもセンター、きらっ子ルームで「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、安心して子育てができるよう市民のニーズに合わせた子育てに関する情報提供や相談を受けている。 社会状況や市民にニーズに合わせた子育てに関する情報収集と、子育てに関する相談の充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 常に最新の情報提供ができ、相談に応じ関係機関につなげられるよう、配置職員の研修等、充実を図っていく。
34	放課後児童健全育成 事業・特別な支援を 要する児童に対する 支援 (児童育成課)	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を要する児童の支援のため、対象児童を把握し、優先的に受け入れを進めてきた。また児童の状況に応じ職員を加配し、適切な支援を実施してきた。 放課後児童支援員の確保を進め、個々の児童状況に応じた職員の加配基準等、一定のガイドラインを策定する必要がある。 要支援児への対応等について具体的に専門機関から助言、指導を受けられる巡回相談等の機会がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を要する児童の理解を推進するため、既存の研修内容の検討に取り組んでいく。 障がい児の受入が進んでいく中で、障がい福祉施策と教育施策との連携を深めていく。
35	要保護・ 準要保護児童、 生徒援助費及び 特別支援教育就学 奨励費 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由によって就学することが困難な児童生徒に対して就学援助を実施する。 リストラや離婚増による対象者の増。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定者への確実な援助を実施する。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
36	生活困窮者 自立支援事業 就労関係 (生活相談課)	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の自立支援のために、就労に関する相談やハローワークへの動向訪問等の就労支援を行っている。 「就労準備支援事業」が努力義務化されたことを踏まえ、通常の就労支援では就職に結びつくことが困難な者に対するコミュニケーション能力取得講習や職業体験講習事業の実施について、他事業との連携実施や近隣市との広域実施等も含めて検討する必要がある。 らいふあっぷ習志野より、ふるさとハローワークならしのに案内があった際は相談対応をし、チラシ等の配架依頼があった場合は協力している。 関係各課との連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等との連携を強化するとともに、就労準備支援事業の実施することで、更なる生活困窮者の自立促進に取り組んでいく。 支援のありかたについて、整理・検討していく。
37	生活困窮者 自立支援事業 (生活相談課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年「生活困窮者自立支援法」が施行され、平成27年より生活困窮者自立支援事業を実施している。 生活に困窮している方などの相談を受ける「らいふあっぷ習志野」を平成27年4月に設置し、様々な相談支援を行っている。 平成30年に「生活困窮者自立支援法」が改正され、法に基づき、事業の強化や見直しが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な方に必要な支援が届くよう、事業実施体制の見直し等を行う。
38	生活困窮者の 就労支援 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> らいふあっぷ習志野より、ふるさとハローワークならしのに案内があった際は相談対応をし、チラシ等の配架依頼があった場合は協力している。 関係各課との連携が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援のありかたについて、整理・検討していく。
39	ふるさと ハローワーク ならしの (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年1月19日ハローワーク船橋の出先機関となる「ふるさとハローワークならしの」を開設した。 ハローワーク船橋の出先機関として位置づけているため、障がい者や外国人に係る相談・紹介の対応ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内求職者への就労相談・就労支援、市内事業者の求人活動の拠点として引き続き取り組んでいく。
40	ジョブカフェ ちばとの連携 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県が設置しているちば若者キャリアセンター「ジョブカフェちば」が実施するイベントの後援や周知などを行っている。 県の事業であり、市で協力できる範囲に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の就労を支援するため、引き続き「ジョブカフェちば」の活動を支援していく。
41	ちば地域 若者サポート ステーションとの 連携 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省及び千葉県の共同委託により設置されている「千葉地域若者サポートステーション」が実施するイベントの後援や周知などを行っている。 市で協力できる範囲が限定されている。 年間利用件数が減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年者（ひきこもり、ニートなどの悩みを抱える若年者を含む。）の就労を支援するため、引き続き「ちば地域若者サポートステーション」の活動を支援していく。
42	商工会議所が実施する 起業志望者向けセミナーへの講師協力 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの供給を担っていく新たな企業者を育てるため、当課職員が講師となり市の取組や福祉行政等について説明する。 福祉サービス事業として運営が軌道にのるための利用者獲得、定着に一定時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所間で補完し合う、新たな事業所が直近のニーズに即応していく事が可能になるためのネットワークの強化を行っていく。
43	女性向け再就職支援 セミナー (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 働く場で活躍したいという希望を持つ女性を支援するため、女性労働協会や近隣市との協働により女性向けの再就職セミナーを実施している。 女性がキャリアを形成し活躍するためには、多様な働き方を受け入れられる社会環境が必要である。 女性の離職防止や職場復帰・再就労等を進めるためには、本人の不安や悩みを解消する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方が受け入れられる社会環境づくりのため、事業者・労働者に対する啓発活動に取り組んでいく。 女性の復職・再就職を支援するため、各方面と連携しながら、女性向けのセミナー等に取り組んでいく。
44	創業・起業支援 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 市内における創業・起業の支援を行うため、特定創業支援事業として、習志野商工会議所との協働により「ならしの創業塾」を実施している。 創業、起業を検討するにあたり、インターネットリテラシーを含めたノウハウの不足が障壁となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 創業・起業を、就労や活躍の場の拡大を図るための手法と位置付け、創業支援事業計画に基づいた支援を行っていく。
45	労働講演会 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 県や商工会議所等との協働により、労働に関する様々なテーマで講演会を実施している。 働き方改革を進めるためには、労使それぞれが知識を深め、意識を高める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる人が活躍できる環境整備を推進するため、時節にあったテーマを設定した講演会を実施し、できるだけ多くの企業・労働者に参加してもらえるよう取り組む。
46	福祉サービス 苦情解決事業 (健康福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設に、苦情解決責任者、苦情解決担当者を置き、施設での円滑・円満な苦情解決の促進を図る法に基づく制度。また、市では苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員として苦情相談員を3名委嘱している。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用者がより快適なサービスを受けられるようにするため、各施設の苦情解決責任者や苦情相談員等が研修に参加し資質向上を図っている。
47	健康相談 (母子～成人) (健康支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、病状、家族関係等様々な理由から支援を必要とするが、既存の福祉制度に該当しない方の健康面の支援として電話、面接、訪問等の手段を用いて対応している。 福祉制度を持たないため、健康面のみの支援となり、支援、対応、方向性の決定が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の制度に明確に位置づけられない狭間の人に対しては、関係機関及び関係各部署との連携を密に取り組んでいく。

基本目標2 認め合い、支え合い、助け合えるまち

誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めて共に活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。

すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活力につながります。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
1	分野別の障害福祉サービス事業者間の情報交換の場の設置 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 就労、相談支援、放課後等デイサービス、移動支援等、種別毎に、福祉サービス事業者で市内に事業所を持つものを中心に呼びかけ、情報交換の機会を設けた。地域共生協議会の各専門部会が、この取組の主体となり、専門部会の開催のなかで場を提供し、進行や議題の選考等、コーディネートを行った。 福祉サービス関係の制度が目まぐるしく変化し続ける中、サービス供給体制の維持改善に関して、事業所相互の情報共有がカバーしているところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に設置した以外のサービス種別についても、ニーズ分析等を通して種別を検討し、情報交換の場の設置を促進していく。 情報交換の場で抽出された問題点を、あらたな取り組みの実施等に繋げられるような地域共生協議会における仕組みづくりを検討する。
2	障がい者相談員活動支援 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の身近な相談相手である障がい者相談員に対し、報償費を支給した。 障がい者福祉のしおりや広報紙等により周知啓発を実施した。 相談員自身の高齢化が進んでいる。 相談員によって活動件数にばらつきがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が気軽に相談できるよう、周知啓発を推進する。 引き続き活動支援を実施する。
3	発達支援基礎研修(公開講座) (ひまわり発達相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> 発達に課題や不安のある子どもとご家族を支援し、安心して地域で生活を営むことが可能となる「やさしさでつながるまち」を目指し、市民向け啓発活動として発達支援基礎研修公開講座の開催に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、発達障がい等に関する基礎的な知識啓発、発達に課題や不安のある子どもとその御家族支援に資する公開講座の推進に取り組んでいく。
4	障がい者地域共生協議会就労支援部会 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援事業所等で「福祉就労」をしている障がい者の工賃向上等環境整備のために、優先調達推進法に基づく調達拡大に向けた市役所各部に対する説明会実施等の働きかけを行ってきた。 地域における理解を促進し就労定着に繋げるため、障がい者の就労に関する啓発紙の編集、発行を行ってきた。 地域における障がい者就労への理解の深化の加速 習志野市障がい者地域共生会議(就労支援部会)の委員として、障がい者の就労支援に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における理解をより一層加速するため、就労支援部会においてより多様な啓発理解促進に係る取組を検討する。 障がい者優先調達における発注に繋げるため、受注業務種別の洗い出し等により、就労支援部会から市内の事業所の新規業務の提案等を行う。 地域共生協議会会議に参加する他、障がい者就労に係る制度等について周知・啓発に取り組んでいく。
5	民間事業者への障がい者就労に関する情報提供 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労への理解を促進するため、地域共生協議会就労支援部会と協力して広報誌「ならたく」を発行し、商工会議所や町会・自治会へ配布した。 民間事業者が障がい者を雇用するノウハウがなく、大手企業以外は障がい者雇用に至らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労を促進するため、広報誌「ならたく」の発行及び配布を継続して行っていく。 掲載内容については地域共生協議会就労部会で検討し、社会状況や時節に応じた記事を発信し、効果的な情報を提供していく。
6	地域介護予防活動支援事業「転倒予防体操推進員の養成」 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防を推進するため、市のオリジナル体操「てんとうむし体操」を実施している。普及啓発を行う「転倒予防体操推進員」を養成し、推進員自らの活動ができるよう研修等の支援をおこなっている。 推進員自身の高齢化も懸念され、活動スタイル自体を検討していくことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での活動場所に参加する市民を増やすことをめざし、推進員が満足感を持って活動できるよう一人一人の支援に加え、地域住民への普及啓発も併せて行っていく。
7	地域介護予防活動支援事業「高齢者相談員制度」 (高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように定期訪問による見守りや福祉制度の案内等を行う高齢者相談員を配置している。 高齢者人口の増加等により、見守りや福祉サービスを必要とする高齢者への支援の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組みを継続し、支援体制の充実を推進していく。
8	子育てふれあい広場 (こども保育課)	<ul style="list-style-type: none"> 未就園児とその保護者のために、親子で安心して遊べる場として市立幼稚園、こども園の園内や園庭を開放し、園の職員、こども保育課・健康支援課の職員、地域福祉に係る人材(地域の民生委員児童委員、母子保健推進委員)と子育てに関する相談や情報交換等を行ったり、地域の親子や在園児との触れ合いを楽しんだりする機会を提供して子育て支援を実施している。 未就園児数が減少しており、子育てふれあい広場に参加する世帯が減少している。 子育てに不安を感じている保護者が気軽に相談できる、未就園児が安全に楽しく遊べるなど、地域の未就園児親子が開催を楽しみにする環境の整備と子育てふれあい広場開催の周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる未就園児とその保護者に、より子育てふれあい広場に参加してもらえるように、チラシや広報、ホームページなどで引き続き広く周知をしていく。 開催園には楽しく安全に遊べる環境整備に協力してもらい、地域福祉に係る人材を活かしながらこどもの健全な成長発達を促すような親子の支援に取り組んでいく。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
9	いじめの未然防止、解消に向けた取組(指導課)	<ul style="list-style-type: none"> 全児童・生徒にいじめについてアンケートを年3回実施し、個々の件についてすぐに相談につなげ職員全員で組織的に対応している。また、関係機関との協議や情報交換を行いながら、いじめ防止にも努めている。 近年はインターネットを通じた案件も増加し、子どもたちの変化に気づいて対応する等、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の情報モラル教育の推進と保護者への啓発を図る。また、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で子どもたちの観察を続け、変化について情報共有に努める。
10	人権教育の推進(指導課)	<ul style="list-style-type: none"> 各学校においては、人権教育担当者を中心として、学校経営や全ての教育活動に「大切な自分 大切なあなた」の視点で取り組んでいる。人権に関する協議会、講演会等に人権教育担当者が参加し知識を得たり、理解を深めている。 人権に係わるLGBTについての理解を深めたりしている。 学校図書主任や学校司書研修で「人権」を考えるコーナーを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> LGBTの理解を深めるため、具体的な内容を検討する。 学校内に人権を考える図書コーナーを設置する。
11	PTA家庭教育学級(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> こどもの発達段階に応じた家庭教育を学ぶため、各幼小中学校に開設し各種講座内容を企画実施している。 少子化、共働き世帯の増加に伴い参加者が減少しているとともに開設校が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA家庭学級の開催方法、講座内容を検討し、開設校及び参加者増を図っていく。
12	育児講座(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児をもつ親を対象に、親の在り方を学ぶため、乳児の健康や遊び、心理について講座を企画実施し、学習をするとともに仲間作りに取り組んでいる。 少子化、共働き世帯が増え、参加が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者を増やすため、講座開催についてホームページ等でアピールするとともに対象地域を広げた合同講座や参加人数に見合った内容等を検討し、魅力ある講座にしていく。
13	親と子のふれあい講座(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児親子の触れ合いを図るため、年齢に応じた心と体の発達、幼児の遊び等を学ぶとともに仲間作りを実施している。 周知方法を工夫し、若い世代に講座をアピールするとともに、対象地域を広げた合同講座や少人数に見合った内容等の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者を増やすため、講座開催についてホームページ等でアピールするとともに対象地域を広げた合同講座や参加人数に見合った内容等を検討し、魅力ある講座にしていく。
14	幼児家庭教育学級(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 「幼児家庭教育学級」を7公民館で実施している。 少子化、共働き世帯が増え、また3歳から幼稚園入園する場合もあり、利用者数が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習する機会や仲間作り等を効果的に行うため、市全体として開催場所や方法、内容等を検討し、学級の拡充を図る。
15	障がい者優先調達推進法の効果的運用(障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 年度ごとに方針を策定し、ホームページに公開するとともに、地域共生協議会就労支援部会と協力して主な仕事内容や取扱物品等を公表し、市民や企業からの受注の機会の増大を図った。 活用してもらうため、庁内職員への周知や情報提供を継続して行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設への発注を促進するため、展示説明会や情報提供を継続して実施する。
16	スポーツ奨励大会開催(生涯スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民が気軽に参加できるスポーツの場を提供するため、年5回開催している。 高齢者の参加は多いが、働き世代、子育て世代の参加が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 働き世代や子育て世代がスポーツ活動に取り組むことができる環境整備を行う。
17	公園維持管理事業(公園緑地課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が公園に親しめるよう、地域団体ごとに公園維持管理の取組みを行っている。 作業する人の高齢化により、継続が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の公園への親しみを絶やさないよう、作業をする人の高齢化に伴い、作業内容を検討していく。
18	地域集会所整備事業(協働政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自治活動及びサークル活動等を推進するため、習志野市地域集会所設備事業補助金の交付をしている。 補助金交付を受けるためには、補助を受けたい前年の当初予算編成前までに補助金要望書を提出する必要があるため、その周知を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度周知の為、例年発行している自治活動支援制度のしおりに、継続した掲載を行っていく。
19	公民館の施設提供(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の目的を達成するため、地域住民の行う集会活動に対して、公民館の施設を提供している。 公民館利用者の高齢化や共働きや価値観の多様化により、利用者が減少している。 未来に向けてこれからの公民館の在り方を考えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> より魅力ある公民館運営を行うとともに、未来に向けたこれからの公民館のありかたを検討していく。
20	公民館地区学習圏会議(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化とまちづくりや生涯学習を推進するため、生涯学習推進のために、学校・地域・公民館が連携を取り合い、地域の歴史・文化・地域行事・イベント等に取り組んでいる。 学校との協力体制の強化 新たな人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携、協力体制の強化と新たな人材育成に取り組んでいく。
21	福祉ふれあいまつり(健康福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 国連が1981(昭和56)年に“国際障害者年”と決議したことがきっかけとなり、翌1982(昭和57)年に“習志野市障害者福祉展”を実施したのが始まり。 開催目的を「すべてのひとが、互いを理解する場を設けることによって、「共感」に育まれた「ふれあいとささえ合いのある心豊かな地域社会」の実現を目指す」として開催している。 平成29年度から市庁舎で開催しているが、障がいや当事者、支援団体、活動を知ってもらうには、もっと多くの来客数を集める必要もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいそのものや、当事者団体、支援団体の活動を知っていただくために、周知方法等を検討しまつりの集客を増やしていく。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
22	三世帯交流 ならしのきらっ子 こどもまつり (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政 50 周年を記念し、以降は地域交流と仲間づくりの推進を目的に実施している。 ・ 町会や社会福祉協議会、子育て支援団体等の関係団体によって構成される実行委員会の事務局を習志野市こどもセンター(子育て支援課)に設置し、企画・運営を行う。収益の一部を習志野市こどもセンターへ遊具等のかたちで御寄付をいただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後もまつりを開催し、子育て世代が地域に根づき安心して子育てができる環境づくりに努めていく。
23	地域自殺対策 強化事業 (健康支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺のサインを逃さず、早期に気づき、相談がうけられるよう、地域の総合的な力の向上を目的として実施している。 ・ 研修会の開催や若年層の自殺予防啓発事業として、成人式において啓発リーフレットの配布等実施 ・ 健康意識調査において課題を把握し、自殺対策推進計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課に係る自殺対策推進計画を策定し、横断的な支援や体制を展開していく。

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。

バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、さらに地域のつながりや各団体等の活動等のソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
1	バリアフリー移動等円滑化基本構想(都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に策定した「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」の実現のため、具体的な事業内容を定めた「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」の進捗状況を各事業者へ紹介し、計画の進捗管理を行っている。 計画通りに進捗管理を行っており、課題は特になし。 	
2	バリアフリー対策事業(道路課)	<ul style="list-style-type: none"> 「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」に基づき生活関連経路等における道路施設等の設置や、歩行空間の改善等について実施している。 道路施設等の設置や歩行空間の改善等、整備する場合に隣接する土地所有者(関係機関)との協議に時間を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な歩行空間を確保すべく、継続的にバリアフリー化を図っていく。
3	公共交通政策事業(都市政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 「習志野市地域公共交通計画」に基づき、公共交通の空白、不便地区等の解消や市民の移動の利便性向上のために公共交通網の補完のためのコミュニティバスを運行した。 超高齢化社会の進展により、より移動しやすい地域公共交通確保の要望について対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後もコミュニティバスを継続して運行できるよう利用者の増加に向けた一層の周知やサービスの充実について、事業者と連携を図りながら、効率的な運行を推進していく。 残された公共交通空白・不便地区等については、まちづくりとの整合を図り、路線バスの再編を踏まえつつ、必要に応じて新たな地域公共交通の導入を検討していく。
4	市営住宅維持管理事業(住宅課)	<ul style="list-style-type: none"> 「対症療法型の維持管理」から「予防保全型の維持管理」への転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト削減を図ることを目的として平成24年3月に習志野市公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画的な修繕・改善により、長寿命化に努めてきた。 習志野市住生活基本計画に基づいた住宅セーフティネットの構築が必要である。 高齢者化対応となっていない住宅について、住戸内の段差の解消や手すりの設置、共有部におけるエレベータの設置等、バリアフリー化の改善を行い、高齢者等が安心して住むことができる住宅の供給を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 習志野市住生活基本計画に基づき、市営住宅の役割を見直すとともに、市営住宅等ストックを長期的に活用していくための大規模改善や長寿命化型改善等具体的方策を検討・計画し、高齢者等が安心して住むことができる住宅の供給をすすめることに取り組んでいく。
5	民間賃貸住宅入居支援の取組(住宅課)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の単身世帯の大幅な増加が見込まれる他、障がい者・生活保護受給者・ひとり親家庭などの多くが住居確保時に配慮を必要としているが、民間賃貸住宅のオーナーの中には住宅獲得要配慮者の入居に不安を持ち、住宅を確保できない場合がある。 住宅確保配慮者が民間賃貸住宅に入居しやすい支援体制の更なる構築が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保配慮者が民間賃貸住宅に入居しやすい支援体制の構築のため、今後も住まい探しのサポートをする千葉県あんしん賃貸住宅協力店の案内や新たな住宅セーフティネット制度の普及に取り組み、更なる生活の安定を図っていく。
6	子どもを守る地域ネットワーク事業(子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、企画運営の会議、定期的な情報共有の会議、個別支援会議等を開催し、関係機関が連携しながら、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及びを図るために調整・運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を推進するために要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図っていく。
7	地域の見守りと子どもの健全育成(青少年センター)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の登下校時の安全確保のため「子ども110番の家」の推進と拡充に努めている。 協力店舗の閉店や高齢化による退会等で登録者数が減少しているため、今後いかに増やしていくかが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども110番の家」の登録者数を増やすため、市民に対して出張登録会を年2回以上実施していく。
8	地域の防犯体制の推進(青少年センター)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全確保のため、警察や関係機関、町会・自治会等と連携して充実した地域の防犯パトロールに取り組み、また、「子ども110番の家」の推進を図っている。 地域防犯を担う市民の高齢化 協力店舗の閉店や高齢化による退会等で登録者数が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを取り巻く状況について、学校やPTA等と情報共有し、防犯体制を強化する。 「子ども110番の家」の登録者数を増やすため、市民に対して出張登録会を年2回以上実施していく。
9	通学路合同点検(学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が登下校するにあたって、安全な通学路の確保のため、各校の実態を踏まえた上で、習志野警察や道路課、学校関係者とともに、点検に取り組んできた。 合同点検に費やす時間に制限があり、学区全ての箇所を見回ることができない。 多額の費用を要することから、点検箇所を全て補修、修繕することができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒にとって安全な通学路の確保を推進するための通学路合同点検に引き続き取り組んでいく。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
10	生活保護制度及び生活困窮者自立支援事業 (生活相談課)	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する支援については、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業において、各種就労支援を実施することで早期の社会復帰を目指し、精神疾患や認知症疾患に対しては医療機関や施設入所をはじめとする各種福祉事業の活用をすることで病状回復を図る等、必要な支援を行っている。 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業を適切運用、活用することで、早期のうちに経済的、社会的に自立した生活をおくれるように支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健所、警察、医療機関、民間支援団体等の他機関との連携体制を強化するとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業を適切に活用し、社会復帰に向けた支援に取り組んでいく。
11	障がい者理解に向けた情報発信と啓発活動の実施 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 「心が通うまちづくり条例」に基づく、市民講座を年2回実施した。 HPや広報ならしの特集号等の機会を利用した、障がいへの理解に向けた情報発信を実施した。 障がい者地域共生協議会が主体となり行うイベントでの啓発や、学校等に向けたアウトリーチ型の啓発を実施した。 障がい者の話題に触れる機会の少ない層への働きかけの方法が課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えばパラリンピックの実施に関連付ける等、時節や地域情勢を踏まえ、より効果的な手法での啓発を実施する。 高頻度で市民活動に参加し、高い周囲への影響度が予想される、例えば市民カレッジ受講者等に照準を合わせた啓発機会を確保する。
12	市ホームページアクセシビリティの推進 (広報課)	<ul style="list-style-type: none"> 各課で作成しているコンテンツのアクセシビリティの推進のために、平成28年度、30年度に職員研修を実施するとともに、毎年の新規採用職員研修でもアクセシビリティの必要性を周知してきた。 現在は総務省による「国及び地方公共団体ホームページのJIS企画対応状況調査」結果を元に各コンテンツの改善に努めている。 コンテンツを作成する際に使用しているCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)でもアクセシビリティを補助する機能はあるが、最終的にはコンテンツを作成する職員による確認が必要となるため、アクセシビリティを意識したコンテンツを作成する職員の能力向上が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚に障害のある方、高齢者の方等を含めた全ての市民にとって市ホームページの情報を理解しやすい環境整備をするためには、ホームページのコンテンツを作成する全職員がアクセシビリティの重要性を理解し、配慮すべき事項に基づき、コンテンツを作成することが重要であり、その体制整備を推進していく。 これまでも研修等の実施により、職員に対する周知に努めてきたが、今後も引き続き、アクセシビリティの重要性を研修などで周知するとともに、アクセシビリティに問題のあるコンテンツの洗い出し、改善に取り組んでいく。
13	総合防災訓練事業 (危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民向けに「地区別活動マニュアル」を作成し、避難所開設・運営訓練及び各避難所で市民防災力向上訓練(個別科目訓練)を実施している。 市民への「自助・共助」に対する意識の啓発が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の「自助・共助」の意識の強化を図るため、総合防災訓練において避難所開設・運営訓練や市民防災力向上訓練を実施する。
14	避難行動要支援者支援事業 (健康福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 本市では平成20年度に名簿を作成し、民生委員や高齢者相談員による日頃からの見守り活動を通じて市や関係団体で支援体制の整備を図り、安心して暮らしていける地域づくりを推進している。 避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、一人一人の状況に合わせた「避難支援計画書」を作成し、民生委員や高齢者相談員が個別に御家庭を訪問している。 高齢化が進む中、名簿の対象者も増え、民生委員や高齢者相談員の負担が増え続けることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における迅速な支援、救援活動につなげるため、避難行動要支援者の把握を的確に行い、市民が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図っていく。 要支援者の増加に対応するため、支援者の確保に取り組んでいく。

基本目標4 ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

地域福祉計画のめざす社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。

担い手である関係機関や各団体等の連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。

そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた福祉文化の創造・発展につなげます。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
1	心が通うまちづくり 条例推進事業 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 「心が通うまちづくり条例」に掲げる「誰もが当たり前心を通わせ理解しあえる住みやすい社会」の実現に向け、市民向けの体験講座を年2回実施してきた。 「心が通うまちづくり条例」の認知度の高まりとともに、市民等が主体的に認知や関心をもち、自主的に行動できるようにする必要がある。 障がいの有無を越えて共有できるスポーツの普及。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理解し、障がいの有無によらず互いの交流を深める機会を多く提供するため、体験講座やスポーツを含めた様々なテーマのイベントを開催する。
2	ボランティア活動の 活性化と人材確保の 充実 (障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座を計画的に実施した。 市主催のイベントを市民ボランティアスタッフと共に実施した。 単発のボランティア参加から発展し、継続的な活動や地域における団体、組織化へ結び付けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいへの理解と、障がいの有無を越えた交流を促進し、心が通うまちづくり条例に掲げる共生社会の実現に寄与するため、地域において障がい者と関わりをもち、支援・交流を継続的に行う人や団体等を育成する。
3	習志野 市民カレッジ (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 学びの場の提供を目的に、平成7年に開講した。社会状況の変化とともに「まちづくりへの参加意識を醸成する」内容に改編し、第一年次では、地元を知ることをテーマに、本市の行政や歴史及び自然等を学習内容として取り上げ、第二年次では地域福祉も含め、卒業後の地域活動を目指した体験型の学習を行っている。 受講生の減少とカレッジ卒業後の学びの還元に結びつかない。 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまなアプローチ、働きかけにより、習志野カレッジをPRし受講生を募る。 市民意識の涵養を図るため、地域で活動するきっかけづくりになるようなカリキュラムや学習方法をより多く取り入れる。
4	小中学校における 福祉教育の推進 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の心を育むため、小中学校では特別活動、道徳、総合的な学習の時間や各教科において、幼児・高齢者・障がいのある人との交流を通じた学習や疑似体験に取り組んできた。 子ども達の心の教育は、今後も重要な課題の一つとなっているので、福祉教育の一層の推進にあたり、教職員の実践的指導力の向上を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育を推進するために、小中学生が交流できる人々や体験学習ができる施設等の拡大を図る。 学校での学びが地域のなかでも生かせるよう、地域の方や関係機関との連携を図る。
5	市民参加型 補助金制度の実施 (協働政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体が行うまちづくりに役立つ取り組みに対し、市が経費の一部を補助している。 活動団体の現状や申請件数の減少等の傾向を踏まえ、制度の見直しを図っているが、市民活動団体構成員の高齢化や若者世代の担い手を増やす等、市民活動を行う人材の発掘・育成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が継続的に活動し協働によるまちづくりを推進していくため、ニーズや状況の把握をし必要に応じ制度の見直しを図っていく。
6	市民活動団体等との 協力体制の推進 (障がい福祉課) (各公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が情報を取得するためのツールを作成している市民ボランティア団体に対し、活動が円滑にできるよう場の提供等の支援をしている。 障がいのある人が利用したい方法で必要な情報を自由に得られるよう環境を整備していく必要がある。 活動場所の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が必要な情報が自由に得られるよう、ボランティア団体と協力しながら障がい者のニーズに合わせた支援を推進していく。
7	市民協働インフォメ ーションルームの運 営 (協働政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有の場、市民活動推進の場、交流の場の3つの機能を有する「市民協働インフォメーション」を開設し、市民活動の拠点としてサービスの充実を図っている。 市民ニーズの多様化・複雑化により、市が行う画一的なサービスの限界と、市民自らが課題を解決する力の向上が求められている。また、利用者が固定化されているように見受けられ、より多くの方に利用してもらえる工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の拠点として活動してもらえるよう活用方法など分かりやすくPRし、利用しやすい環境にしていく。
8	花の実園 さくらまつり ふるさと産品出店 各商店街イベント 出店ブースの提供 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化のため相互協力のもと実施。 	
9	寿学級 (公民館)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生きがい作りと社会参加を促進するための健康問題・一般教養レクリエーション・社会科見学等の学習を行うとともに、寿学級同士の親睦を図ってきた。 若年高齢者の新規参加がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年高齢者の新規参加がないため、若年高齢者向けの対応事業の検討と参入しやすい環境作りに取り組み、事業の充実を図る。

	取組名	これまでの取組と課題	今後の取組
10	人権擁護委員活動支援 (社会福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員は法務大臣の囑託により、基本的人権が侵されることのないよう監視し、また、人権思想の普及啓発や青少年に対する人権教育を行っている。 人権擁護委員に活動費を支給することで、その活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権思想の普及啓発を推進するために、引き続き、人権擁護委員の活動を支援していく。
11	保護司活動費 (社会福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 保護司の活動の支援、強化を図るため、活動費を支給している。 社会の中で更生させることを目的に「刑の一部執行猶予制度」が導入され、今後は保護観察対象者の数が増えることが予想されるため、保護司の需要は高まっていくが、新たな担い手の確保が困難。 保護司の高齢化。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪者の更生を助け、明るく住みよい地域社会を実現するため、引き続き、保護司の活動を支援していく。
12	民生委員活動支援 (社会福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の身近な相談相手として活動している民生委員児童委員に対し活動費を支給し、また民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付している。 高齢化が進み、福祉的支援が必要な住民の増加及び福祉課題の多様化により一人一人の負担も大きく民生委員児童委員自体の高齢化やなり手不足等、課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員自身の知識向上を図るため、研修会等を開催していく。